

第59回「ふれあいトーク」当日のやりとりコメント

【1】村から支給される介護用品について

村から要介護認定者家族介護用品給付事業として介護用品の給付などを受けているが、村が指定しているカタログの中に使用したいものがない。担当課へ商品の再考や金券への切り替えなどを何度も要望しているが、要望が通らない上、担当者から後日連絡するといわれたが、連絡もない。

⇒【村長コメント】

カタログ形式に変えてから、注文後に時間がかかるなどの不都合があると聞いている。委託契約の関係もあり、すぐに商品を変更できるかはわからないが、今回の内容も含め、担当課へ確認し、連絡する。

⇒【高齢福祉課コメント】

介護用品の給付について、現時点ではカタログ掲載以外の商品まで自由に選択できるようにする契約は難しいことをご了承ください。なお、来年度のカタログ商品選定に当たりましては、過去の実績、業者やケアマネジャー等介護に携わる方々からの意見等を踏まえた上で再考していくと同時に、ご指摘のありましたとおり、できるだけ同じメーカー同士での組み合わせ（例：同メーカーのオムツとパッド）が可能となる商品選定が出来るように取り組んでいきたいと考えております。

また、金券（助成）への切り替えについてですが、高齢者世帯の増加等により「店舗に購入に行けない」、「大きな荷物を運ぶのが大変」という声等を受け、平成28年度に金券（助成）から給付（宅配）に切り替えた経緯がございますので、助成のみに戻すことは難しく、今後さらに利用者の声に耳を傾け、利用しやすい形を模索していこうと考えております。

【2】信号機の設置について

ストッカー前の道路（原研通り）は交通量も多く、ストッカーに出入りする車も多いので、横断歩道はあるが、なかなか道路を渡ることができないので、押しボタン式の信号が欲しい。

⇒【村長コメント】

信号機の設置は警察で判断することとなっている。役場の担当課から警察へ信号機設置を要望させる。現時点で要望が通るかわからないが、通らない場合についても、どのように条件を整えば、信号機が設置されるか確認し、後日連絡させる。

【3】保育園（保育所）の入園（入所）の選考について

孫達は別々の保育園のため、娘夫婦は送迎に大きな負担がかかり、仕事や生活に多大な支障がある。入園申し込みの際は、はじめから入園できない保育園が分かっているにもかかわらず、それを教えてくれない。入所入園の選考では、近くに祖父母がいる家庭にもかかわらず、優遇されている家庭もある。せめて兄弟姉妹は同じ保育園に入れるようにしてほしい。

⇒【村長コメント】

保育園の受け皿が足りず、施設を建設している時間もないので、既存の施設利用や使える施設を用途転換して活用していこうと考えている。また、保育士確保についても予算化して取り組んでいる。

【4】街灯・防犯灯の設置について

家の前の道路（真崎コミセン～阿漕グラウンドの通り）に街灯が1本もない。道路は国道への抜け道でスピードを出す車やトラックの通行も多く、夜は暗いため危険を感じる。できれば既存電柱に等間隔で設置してほしい。

⇒ **【村長コメント】**

今後道路は一部拡幅する予定で、交通量も今後増えることが予想されるため、街灯も必要になると思う。ご意見として伺い、担当課に確認する。

【5】 5-1 可燃ごみの清掃センター受け入れについて

自治会の活動も大切だが、諸般の事情で自治会に未加入になる方を考慮し、清掃センターに直接可燃ごみの持ち込みをできるようにしてほしい。

⇒ **【村長コメント】**

自治会や班で話し合う機会を設けて、ごみ置き場を使わせてあげるなど受け入れを検討してほしい。

5-2 可燃ごみの清掃センター受け入れについて

自治会で押延集会所隣の公園の管理をしているが、高齢化などで無理があるので、村管理にしてほしい。

⇒ **【村長コメント】**

自治会から村に要望があれば対応を検討します。

5-3 野焼きについて

野焼きを朝方している方がいるので、ルール化してほしい。

⇒ **【村長コメント】**

野焼きは禁止しているので、村から注意喚起します。

⇒ **【環境政策課コメント】**

野焼き行為については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第16条の2において一部の例外を除き禁止行為となっています。例外として、農業を営む上でやむを得ないもの（害虫駆除、最低限度の肥料採り）や、家庭での焚き火など軽微なものが挙げられます。ただし、このような例外とされる行為であっても、周囲の生活環境に支障を与え、煙や異臭などの苦情がある場合は行政指導の対象となります。

野焼きを目撃した際は、役場にご通報をいただければ職員が現場に伺い、野焼き行為を確認出来れば原因者に直接指導をいたします。なお、早朝等役場で対応できない場合は東海消防署（TEL 282-2038）にご通報いただければ対応いたします。

今後も広報等にて「野焼き禁止」の啓発を行うとともに、住民のマナー向上を図るための指導を続けてまいりますのでご理解とご協力をお願いいたします。

5-4 道路側溝の整地について

宅地柵がオーバーフローするので、宅地前までの側溝を設置してほしい。

⇒ **【村長コメント】**

基本宅地内処理となるが、生活に影響があるのであれば、担当課へ伝えるので相談してほしい。

⇒ **【都市整備課コメント】**

ご要望のありました、ご自宅前の村道への側溝敷設については、現在整備予定はなく、村が側溝を敷設することはありません。今後、周辺の土地利用の形態が変わる場合は整備する可能性はありますが、現在の状況においては、現状で維持させていただきます。

現在の道路状況で村が側溝を敷設することはできませんが、個人で敷設する場合は、以下の検討ができると思います。

当該村道は幅員約2 mのため、建築基準法上の道路として幅員4 mを確保する必要があります。このため、道路との境界線から所有地側に幅約1 m後退してみなし道路としています。隣接の方も同様です。

この約1 m後退している個人所有地に側溝を敷設することは、以下の条件を満たす又は了解することで可能となります。

- (1) 隣接する後退用地にも側溝を敷設するため、隣接地所有者の承諾を得ること
- (2) 土地の所有者様（又は隣接地所有者と共同で）が工事の発注、支払を行うこと
- (3) 接続する村道の側溝に流れるように勾配がつけられること
- (4) 車両が通行可能な側溝を設置すること
※規格は、「東海村私道整備補助金交付要綱」の側溝の規格を準用します。
- (5) 側溝は設置した個人の財産となるので、維持管理等は個人で行うこと
- (6) 村道の側溝接続部分への道路占用料が発生すること

5-5 東海病院に婦人科について。

東海病院の婦人科に常勤医を配置してほしい。

⇒【村長コメント】

村からも要望しており、改めて要望します。

※特筆事項がなかった方につきましては、掲載を割愛させていただきます。